

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	河川課	整理番号	4 - 314
処分の種類	砂利採取計画の協議成立取消し等				
根拠法令条例等・条項	砂利採取法第26条				
処分の概要	不正に採取計画の協議成立を受けた砂利採取者又は採取計画の協議成立を受けた砂利採取者の違反に対する採取計画の協議成立取消し又は採取停止				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考)砂利採取法第26条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第二十一条の規定に違反したとき。 二 第二十二条又は第二十三条第一項の規定による命令に違反したとき。 三 第三十一条第一項の条件に違反したとき。 四 不正の手段により第十六条の認可を受けたとき。</p>				
基準の制定根拠	—				